

IEEE EMC Society Japan Joint / Sendai Chapters Student Award 選奨規程

2017年7月21日制定

1. 目的と名称

IEEE EMC Society Japan Joint Chapter, Sendai Chapters は次世代の研究者の育成と、本 Society の活性化を目的とし、EMC 技術分野の若手研究者を対象とする Best Poster Award を合同で制定する。本賞の名称は、IEEE EMC Society Japan Joint / Sendai Chapters Student Award と称する。

2. 対象者の資格

受賞の有資格者は当 Chapter が主催、もしくは協賛する研究会において最も優秀な発表を行った学生で、次の各項の全てに該当する者から選出する。

- イ. 当該発表会が開催される年の12月31日において34歳以下であること。
- ロ. IEEE EMC Society 会員、もしくは受賞の時点で IEEE EMC Society の入会手続きを完了していること。
- ハ. 研究会において講演者として登録し、かつ講演を行ったものであること。
- ニ. 協賛する研究会での発表では、当該年において主催団体の制定する賞の受賞対象者でないこと。
- ホ. 過去に本賞を受けたことのない者であること。

3. 表彰

表彰は毎年1名とし、賞状および副賞とする。副賞については内規で定める

4. IEEE EMC Society Japan Joint / Sendai Chapters Best Poster Award 選考委員会の設置

IEEE EMC Society Japan Joint / Sendai Chapters の各 Chair は当該 Award 受賞者を選考するための選考委員会を合同で設置し、委員を任命する。同委員会の構成、および選考手続きなどについては内規で定める。

5. 選考結果報告

IEEE EMC Society Japan Joint / Sendai Chapters Student Award 選考委員会の委員長は受賞候補者が決定したときは、候補者の氏名、所属および発表タイトルを各 Chapter Chair に報告し、承認を得る。

6. 公開と改定

本規程は IEEE EMC Society Japan Joint, Sendai の各 Chapter の Web で公開する。本規程の改定は両 Chapter の承認を得るものとする。

附則

本規程は 2017 年 1 月 1 日に遡って施行する。